

平成30年度

第2回水戸市文化財保護審議会

日 時 平成30年11月26日（月）
午前9時30分から

場 所 水戸市本庁舎5階会議室501

議 題

1 審議事項

- (1) 市指定文化財候補物件の諮問について(非公開)
- (2) 水戸市地域文化財の候補物件について(非公開)
- (3) 水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）について(非公開)

2 その他

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課

審議事項(1)

市指定文化財候補物件の諮問について（非公開）

審議事項(2)

水戸市地域文化財の候補物件について（非公開）

審議事項(3)

水戸市歴史的風致維持向上計画（第2期）（素案）について（非公開）

その他（公開）

○水戸市文化財保護審議会条例

平成4年9月22日

水戸市条例第50号

水戸市文化財保護審議会条例（昭和51年水戸市条例第29号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 文化財の保存及び活用について調査、審議するため、水戸市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の活用に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し必要な事項について教育委員会に建議することができる。

（組織）

第3条 審議会は、関係機関の役職員及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において行う。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

水戸市文化財保護審議会委員名簿

(氏名五十音順, 敬称略)

	氏名	団体名・役職名等	任期
会長	川崎 純徳	茨城県考古学協会顧問	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
副会長	大津 忠男	茨城県立歴史館首席学芸員	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	栗原 邦俊	六地藏寺住職	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	黒澤 彰哉	水戸市史跡等整備検討専門委員	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	小菅 次男	茨城生物の会会長	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	田所 清敬	八幡宮宮司	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	永井 博	茨城県立歴史館史料学芸部長	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	畑野 経夫	文化財建造物保存技術協会評議員	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	藤本 陽子	学識経験者	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで
委員	宮田 正彦	水戸史学会会長	平成30年2月5日から 平成32年2月4日まで

水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課出席者名簿

事務局	白石 嘉亮	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長
	金光 智之	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課課長補佐
	薄井 俊平	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係長
	藤尾 隆志	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係主幹
	太田 有里乃	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係主事
	車田 彩香	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係主事
	石澤 央恵	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係嘱託員
	小野瀬 実里	水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課文化財係嘱託員